

事業所向けリサイクルとオーガニックリサイクルガイド

このチラシを受け取っている方は、カリフォルニア州のリサイクル義務法の対象者であると確認されました。

リサイクルとオーガニックリサイクルの義務化(MCR、MORe、SB 1383)

- 公共団体を含む事業者は、ラベル付け、リサイクル、および容器が汚染されていないか定期的に検査することが要求されています。*
- 事業者は、従業員に適切なリサイクルについて教育することが要求されています。

AB 827:カリフォルニア州のリサイクル目標達成のために、顧客への教育を行い、関与させます

- MCRおよびMOReの対象事業者は、顧客が施設内で購入・消費した製品から発生する廃棄物を回収するために、リサイクルおよび有機物用容器を店頭を設置しなければなりません。これらの容器は、ゴミ箱に隣接して設置する必要があります。

Add jurisdiction contact information here

AB 827 要求事項

- AB 827では、家の前にある回収容器が見やすく、簡単にアクセスでき、明確に表示されていることを要求されています。
- この法律は、すぐに消費される製品を販売する事業者を対象としています。
- フルサービス・レストランでは、利用者用に適切なラベルを貼った容器を用意する必要はありませんが、従業員が消費後のリサイクル品や有機物を分別するために、ゴミ箱の横に適切なラベルを貼っていた容器を用意する必要があります。
- 詳細や標識については、お住まいの市・郡または運搬業者にお問い合わせいただくか、CalRecycle(電話:(916) 341-6199)までお問い合わせください。

これらの要件および関連する支援に関する追加情報は、<https://www.calrecycle.ca.gov/Recycle/> で入手できます。

カスタマイズ可能な標識については、

<https://www.calrecycle.ca.gov/Recycle/Commercial/Organics/PRTToolkit/> をご覧ください。

